

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
学校法人四国高松学園行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい職場環境を整備することによって、生き生きとしてそれぞれの能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2. 内 容

目標1 妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知及び利用促進のための意識啓発を行う。

＜取組内容＞

令和7年4月～

- ・母性保護、母性健康管理、産前産後休暇、育児休業、育児のための勤務時間短縮、子の看護のための休暇等、職員の仕事と子育ての両立を支援する制度について周知する。
- ・配偶者の出産のための休暇が取得できることの周知・啓発を行う。
- ・男女共に育児休業・育児休暇（出生時育児休業（産後パパ育休））が取得できることの周知・啓発を行う。

目標2 所定外労働を削減するための措置や年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

＜取組内容＞

令和7年4月～

- ・ノー残業ウィークやノー残業デーなど、残業をしない意識改革のための取り組みを行う。
- ・お盆や年末年始の指定した期間を夏季休暇や年次有給休暇の取得推奨期間とし、窓口業務を休止するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標3 職員の健康を維持するための措置を講ずる。

＜取組内容＞

令和7年4月～

- ・職員の健康障害を未然に防止し、健康の保持増進を図るため職員健康診断の受診を推進する。また受診率の前年比アップをめざす。
- ・健康診断のための特別休暇が取得できることの周知・啓発を行う。

目標 4 大学の特色を活かし、地域と連携した子育て支援事業のあり方について検討する。

<取組内容>

令和7年4月～

- ・大学の特色を活かして、地域と連携した子育て支援のあり方について検討する。
- ・附属研究施設として、高松大学・高松短期大学子ども研究所を設置しており、子どもの育ちに係る諸課題を研究し、関係機関と連携を図って、地域社会の子育てに協力する。
- ・子育て関係の行事等で大学施設を地域に開放し、子育て家庭にやさしい街づくりに貢献する。

目標 5 管理職における女性職員の比率を法人全体で40%以上とする。

<取組内容>

令和7年4月～

- ・女性職員の意見を反映し、能力が発揮できる職場の環境づくりを行う。
- ・管理職に対するワーク・ライフ・バランスに関する理解を醸成する。
- ・教育職員については、管理職に占める割合を30%以上にする。